

南山大学後援会会則

- 第1条 本会を南山大学後援会と称し、事務局を名古屋市昭和区山里町18番地南山大学内に置く。
- 第2条 本会は、南山大学在学生の父母またはこれに代わるべき者をもって組織する。
- 第3条 本会は、南山大学の経営を助成し、教育目的達成のために貢献し、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。
- 1 大学の経常的教育研究活動の助成
 - 2 学生の課外活動の援助
 - 3 学生の就職活動の援助
 - 4 大学の臨時事業の助成
 - 5 留学生に対する支援活動の援助
 - 6 その他役員会において議決された事業
- 第5条 本会は、次の役員を置く。
- | | | | | | |
|-----|----|------|------|----|-----|
| 理事長 | 1名 | 副理事長 | 3名以内 | 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 | 評議員 | 若干名 | | |
- 第6条 役員任期は、1カ年とし、この期間を定例評議員会終了のときから、翌年度の定例評議員会終了のときまでとする。但し、再任を妨げない。
- 第7条 評議員は、理事長が本会会員のうちから、各年次毎に、若干名を選出して委嘱する。
理事および監事は、評議員のうちから、評議員会の決議を経て選出する。
理事長、副理事長は、理事のうちから、理事会の決議を経て選出する。
- 第8条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
副理事長は、理事長を補佐する。理事長が欠けたとき、または、理事長に事故あるときは、あらかじめ指名された副理事長がその職務を代行する。
理事会ならびに評議員会は、理事長の提出する議案をそれぞれ審議する。
監事は、本会会計事務を監査する。
- 第9条 本会に、総会、評議員会および理事会を置き、理事長がこれを招集し、その議長となる。
議決は、出席者の過半数をもってこれを決する。
可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 第10条 本会は、毎年6月または7月に、定例評議員会を開催し、必要に応じ、臨時評議員会または総会を開催することができる。
評議員会は、総会に代わるものとして、予算、決算および事業計画その他の重要事項を審議する。
理事会は、理事および監事により構成され、必要に応じ開催する。理事会は、評議員会の決定事項を執行し、予算案および決算書類を作成し、その他重要事項を審議する。
予算、決算、事業計画および事業内容は、「南山プレティン」をもって発表し、全会員に配布する。
- 第11条 本会の経費は、入会金、会費および寄付金をもってあてる。
入会金および会費の額は、評議員会において決定する。
入会金および会費の額は別表に定める額とする。
- 第12条 理事長は、本会の経理および会務を、南山大学に委嘱することができる。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本会則の改正は、評議員会の決議による。

別表

入会金	入学生1名当り	1,000円
会費	学生1名当り	20,000円(年額)

- 附則 この会則は、昭和31年4月1日から施行する。
- 附則 この会則の改正は、昭和46年6月12日から施行する。
- 附則 この会則の改正は、昭和49年6月29日から施行する。
- 附則 この会則の改正は、昭和51年7月3日から施行する。
- 附則 この会則の改正は、昭和53年6月24日から施行する。
- 附則 この会則の改正は、平成元年6月24日から施行する。
- 附則 この会則の改正は、平成9年6月28日から施行する。
- 附則 この会則の改正は、平成12年6月24日から施行する。
- 附則 この会則の改正は、平成15年6月21日から施行する。